

第5回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム
(平成29年1月12日)における主な意見(案)

【大学及び大学院における必要な科目について】

(座学)

- 心理学発展科目の分類「応用心理学」について「実践心理学」としてはどうか。
- 「実証的研究法」に含まれる事項について、「質的研究、事例研究法、アクションリサーチを含む。」と追加してはどうか。
- 「心理アセスメント」に含まれる事項について、心理アセスメントの対象範囲、方法、面接法、観察法、検査法、各種検査等も含めてはどうか。
- 「発達心理学」に含まれる事項について、母子関係や家族関係に関する発達の問題も追加すべきではないか。
- 「障害児(者)心理学」に含まれる事項における「心理的特徴」を「心理社会的課題」と修正すべきではないか。
- 「教育心理学」の科目名を「教育・学校心理学」としてはどうか。
- 「産業心理学」の科目名を「産業・組織心理学」としてはどうか。

(実習・演習)

- 現状では、「臨床心理学特論」に含まれる事項が「公認心理師実践学」にも含まれているため、2つの科目に含まれる事項について、改めて整理してはどうか。
- 産業・労働分野の実習を必須としても、実習指導者となるべき心理職はいないのではないか。現状では産業・労働分野の心理業務は看護師が担っている。同様に司法・矯正・警察分野の実習も実施は難しいのではないか。
- 産業・労働、司法・矯正・警察分野も見学実習でよいので実施すべきである。法施行後一定期間の経過措置を定め、大学から実習担当教員が実習施設に同行することにする等の工夫を行いながら、大学で5分野(保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法分野、産業・労働分野)の実習を行ってほしい。
- 5分野を必須とすることは難しいのではないか。
- 「心理実習」に含まれる事項は、見学実習では実施できない記載があるので整理が必要ではないか。
- 実習施設として想定される福祉分野の施設は、既に他の多くの実習生を受け入れているため、負担が大きいのではないか。公立施設は規定があれば受入れは可能だと思うが、私立施設での受入れは難しいのではないか。
- 教育分野ではクライアント対象の実習は難しいのではないか。ただし、健康な子どもや集団に接することは、教育相談センター、教育相談室で日常的にできる。健康な子を知ることは大変重要である。このような実習では、指導者は心理の資格がなくても指導や助言はできるのではないか。
- 教育分野での実習においては、特定の教育機関に学生をヒモ付けするのではなく、特定の心理職の者にヒモ付けすることとしてはどうか。
- 産業分野について、指導者を心理職に限定しなければ、地方でも実習が可能ではないか。

- 現状学外実習では面接はできない。面接の本質を学ぶことができるのは学内の心理相談室しかない。大学院においては、学内の心理相談室での実習を必須として、必要に応じて学外実習で補うこととしてはどうか。
- 学内の心理相談室のように面接の実習を、学外施設で行うことができるならば、学外実習でよいのではないか。
- 大学院での実習時間は、例えば、学内の心理相談室で 180 時間、医療分野を必須として 90 時間、他の教育等の分野で 180 時間の合計 450 時間行ってはどうか。
- 大学院で学生 5 人に対する必要な教員の数を 1 人以上としては、教員が担当する学生数が多すぎるのではないか。
- 臨床心理士養成大学院では、学生 20 人に対して 4 人ほどの教員が指導しているため、大学院生 5 人に対して教員 1 人以上としても、実習可能ではないか。
(その他)
- 検討会報告書においては、「コンサルテーション」の代わりに「専門的助言」を、「アセスメント」の代わりに「心理的アセスメント」を使用してはどうか。

【実務経験について】

- 大学卒業後の実務経験を行う施設で作成するプログラムには、実務分野のローテーション、指導者の要件、到達目標などを定め、実務指導者には所定の講習会の受講を課してはどうか。
- 実務施設ごとに大学卒業後の実務経験プログラムを作成することが難しい場合もあるので、検討会から関係団体（職能団体などの機関）にプログラム作成の協力を呼びかけるべきではないか。
- 公務員が外部で公務以外の研修を受けるのは困難である。
- 5 分野の実務を経験することは難しい。他分野の多職種との連携を経験するなどして、他分野について学べるようにすることでよいのではないか。
- 5 分野の実務を等しく経験しなくてもよいのではないか。例として医療機関に勤務しつつ 1 週間又は 2 週間程度、他の 2 分野程度で実習を行うなどとしてはどうか。
- 現状として大学卒業後に実務経験を積むことができる施設は限られており可能性があるのは一部の医療機関のみではないか。
- 見学実習へ同行する場合、学生 10 人あたり大学の教員 2 人は必要ではないか。

【いわゆる現任者について】

- 週 1 日の勤務を 5 年間行ったスクールカウンセラーなど、勤務時間が少ない場合は、たとえ 5 年間業務を行っていたとしても 5 年の業務経験として認めることは難しいのではないか。
- 期間については、例えば、週 1 日の勤務では 10 年の期間が必要等、一般的に理解が得られる規定にするべきではないか。あくまで国家資格の受験資格を与える要件であるから、あまり厳しくする必要はないのではないか。
- 個人で私設相談所等を開設している場合の業務内容等の証明方法について、事

業所登録を活用してはどうか。また、日本臨床心理士会ではホームページに施設の紹介欄を設けているため、業務を行っているということはわかるのではないか。

- 学内の心理相談室での業務を行っていない大学教員は、現任者として認められないのではないか。
- 法施行日に現任者として心理業務についていることは必須なのか、検討すべきではないか。

【国家試験について】

- 事例問題を作成することは難しいため、実際出題数は多くできないのではないか。
- 試験問題は指定試験機関で検討する、ということを報告書に明記すべきである。
- 職業倫理に関する問題を必ず出題すべきではないか。

以上